

歯科技工海外委託問題訴訟東京高裁判決に関する声明

平成21年10月14日、東京高等裁判所第20民事部は、歯科技工士らが国に対し、歯科技工の海外委託により国民の歯科治療の安全性を支えている歯科技工士の業務独占が脅かされていることに対して、歯科技工士の業務独占の地位を保全すること等を求めた裁判（歯科技工海外委託問題訴訟）について控訴を棄却する判決を下した。

本判決は、歯科技工士の業務独占は、一般的公益としての公衆衛生の保持を目的とするものであり、個々の歯科技工士に対し具体的な法律上の利益として歯科技工業務を独占的に行う利益を保障したものではないとして、法律上の争訟及び確認の利益等が認められないと判断した。

本判決は、歯科技工の海外委託の実態に言及することなく、歯科技工士法第1条の文言のみから、歯科技工士の業務独占の目的を形式的かつ限定的に解釈したものであり、極めて不当な判決である。

そもそも、歯科技工の海外委託には、無資格者による・指示書によらない歯科技工が行われていること、技工所の衛生管理や技工材料の安全性を担保する制度がないこと等の問題点が指摘されている。ところが、国は、歯科医師の責任に委ねるのみであり（平成17年通達）、その他何らの対応もせず放置している。そのため、個々の歯科技工士の業務独占の地位が脅かされ、国民の歯科治療の安全性への懸念が高まっている。

本判決は、このような歯科技工の海外委託の実態を踏まえることなく、単に形式的かつ限定的に判断したものであり、司法の責任を放棄したものである。

私たちは、本判決に強く抗議するとともに、歯科技工士の法的地位の確立と国民の安全な歯科治療の実現のために、上告することとした。

本件訴訟提起後、全国で1つの県議会、16の市議会、20の町村議会（人口、14,114,180人）がこの問題に関する意見書を採択している。また、本件訴訟支援の署名も21,151筆に至っている（平成21年10月9日現在）。また、裁判所における「進行協議」において、国に対して、歯科技工海外委託問題の解決のために、有識者、歯科医療関係者、消費者団体等からなる検討機関を設け協議するよう求めてきたが、これに対して、1都36県の歯科技工士会が賛同する意思を表明している。

このように、歯科技工の海外委託問題の解決を求める声は、法廷の外でも大きく広がりつつある。

私たちは、国民の安全な歯科治療を実現するためには、歯科技工士制度の充実・維持・発展が不可欠であるとの観点から、歯科技工の海外委託問題の解決をめざして、最後まで戦う決意である。

平成21年10月19日

歯科技工海外委託問題訴訟原告団
歯科技工海外委託問題訴訟弁護団